

三好根浦地区計画

名 称		三好根浦地区計画（平成30年4月1日みよし市告示第23号）
位 置		みよし市根浦町の全部
面 積		約79.0ha
地区計画の目標		当地区は、みよし市の北部にあたり、東名高速道路東名三好ICを包括し、交通利便性が高く、自然環境にも恵まれている。 こうした交通利便性と自然環境を活かし、土地区画整理事業により道路、公園、緑地等の整備を行う地区である。 そこで、本地区においては建築物の規制誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成、土地の有効利用及び土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。
区域の整備開発又は保全の方針	土地利用の方針	当地区を次のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。 1. A地区 良好な住宅環境の形成を図る。 2. B地区 幹線道路沿道の利便性を活かし、沿道サービス系施設等の集積を図る。 3. C－1地区 高速道路インター周辺地区としての特性を活かしつつ、教育施設に配慮した施設の集積を図る。 4. C－2地区 高速道路インター周辺地区としての特性を活かした施設の集積を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。 1. A地区 良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限を行う。 2. B地区 沿道サービス型機能等の集積が図られるよう、建築物等の用途の制限を行う。 3. C－1地区 高速道路インター周辺地区としての特性を活かし、教育施設に配慮した施設の集積が図られるよう、建築物等の用途の制限を行う。 4. C－2地区 高速道路インター周辺地区としての特性を活かした施設の集積が図られるよう、建築物等の用途の制限を行う。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区 分	地区の 名 称	A地区	B地区	C－1地区	C－2地区
			地区の 面 積	約19.6ha	約12.3ha	約9.1ha	約38.0ha
		建築物等の用途の制限		建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の6の2で定める運動施設 3. 自動車修理工場 4. 公衆浴場 5. 畜舎（床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。） 6. 自動車教習所 7. 工場（政令第130条の6で定めるものを除く。）	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6. 公衆浴場 7. 畜舎（床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。） 8. 自動車教習所	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅 3. 飲食店 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. 公衆浴場 8. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9. 畜舎 10. 自動車教習所 11. 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるもの	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅 3. 飲食店 4. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. 公衆浴場 8. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9. 畜舎 10. 自動車教習所 11. 法別表第2（る）項第2号に掲げるもの

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」